

契約締結前交付書面（暗号資産現物取引）

本説明書は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 21 条および第 22 条および一般社団法人 日本暗号資産取引業協会が定める自主規制規則の規定に基づき、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。

株式会社 bitFlyer（以下「当社」といいます）が取扱う暗号資産は、本邦通貨および外国通貨である法定通貨とは異なります。また特定の者によりその価値を保証されているものではありません。

当社概要

株式会社 bitFlyer

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1

暗号資産交換業者（登録番号 関東財務局長 第 00003 号）

取引内容

1. 販売所取引:

販売所は、当社が提示した価格で当社自身がお客様の相手方となり、売買又は他の暗号資産との交換を成立させる店頭取引となります。当社では、公正な価格を安定的にお客様へ提示できるよう当社が取扱う各暗号資産について、次のような対応を行っております。

- bitFlyer Lightning の現物取引において取扱いのある暗号資産：複数の暗号資産取引所から配信されている価格と当社の bitFlyer Lightning における現物価格をもとに当社が独自に生成した価格を提示しています。
- 上記以外の暗号資産：複数の暗号資産取引所から配信されている価格をもとに当社が独自に生成した価格を提示しています。

2. 取引所、bitFlyer Lightning:

取引所および bitFlyer Lightning は、競争売買取引により暗号資産に関する売注文と買注文たいお客様を対当（マッチング）させ暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を成立させる場として当社が提供するサービスです。これらの注文の発注者の中には、お客様だけでなく当社内で自己勘定取引を行う部門も含まれております。お客様から発注された注文が、当社内で自己勘定取引を行う部門から発注された反対方向の注文と対当した場合、当社はおお客様の相手方となってお客様と当社との間で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を成立させます。お客様から発注された注文が、他のお客様から発注された反対方向の注文と対当した場合、当社は双方のお客様の間で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を成立させるため媒介を行い取引を成立させます。なお当社内で自己勘定取引を行う部門が取引所またはbitFlyer Lightningへ注文を発注する目的としては、当社が自己勘定で抱える暗号資産の在庫量の調整や、取引所および bitFlyer Lightning の板（オーダーブック）への流動性の供給などが挙げられます。当社内で自己勘定取引を行う部門は、アルゴリズムに基づく自動発注とトレーダーの判断に基づく手動発注を併用しておりますが、いずれの場合においても、フロントランニング

（※）、お客様の注文情報の利用・当社注文の優先処理、システム障害が発生した際の当社注文の優先処理その他不公正取引は行っておりません。

※ フロントランニングとは、お客様の注文情報を受けた業者が、他のお客様の注文より前に自分の注文を出す行為を指します。

取引価格は、「競争売買の原則」に基づき決定されます。「競争売買の原則」とは、価格優先の原則（売り注文については最も低い価格の注文が、買い注文については最も高い価格の注文が、また、価格を指定する「指値注文」よりも価格を指定しない「成行注文」が優先する方式）と、時間優先の原則（同じ価格の売買注文がある場合には、時間的に先に発注された注文を優先する方式）から成り立っています。

注文受付および約定処理に係る方針

取扱通貨・ペア

販売所

取扱通貨	単位
ビットコイン	BTC
イーサ（イーサリアム）	ETH
イーサ（イーサリアム・クラシック）	ETC
ライトコイン	LTC
ビットコインキャッシュ	BCH
モナコイン	MONA
リスク	LSK
リップル（XRP）	XRP
ベーシックアテンショントークン	BAT
ステラルーメン	XLM
ネム	XEM
テゾス	XTZ
ポルカドット	DOT
チェーンリンク	LINK
シンボル	XYM
ポリゴン	MATIC
メイカー	MKR
ジパングコイン	ZPG
フレア	FLR
シバイヌ	SHIB
パレットトークン	PLT
ザ・サンドボックス	SAND

取引所

取扱通貨ペア	単位
BTC/JPY	BTC

Lightning 現物

取扱通貨ペア	単位
BTC/JPY	BTC
ETH/BTC	ETH
BCH/BTC	BCH
ETH/JPY	ETH
XRP/JPY	XRP
XLM/JPY	XLM
MONA/JPY	MONA

注文数量

最小・最大発注数量は市場価格の変動等を踏まえ、変更することがあります。最新の情報はこちら (<https://bitflyer.com/ja-jp/faq/4-27>) をご確認ください。

取引価格の急変を防止するための措置

販売所取引においては、相場急変時や、他の暗号資産取引所の状況に変更が生じたことなどにより、有効な価格を安定的に受信できなくなった場合や他の暗号資産取引所からの配信価格が市場実勢から大幅に乖離していると当社が判断した場合には、価格の配信を停止することがあります。価格の配信停止後、他の暗号資産取引所から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢から大幅に乖離していないものであると当社が判断した場合に価格の配信を再開します。また、取引所、bitFlyer Lightning においては、取引価格の急変を防止するため、サーキットブレーカー制度を設けております。サーキットブレーカー制度とは、誤発注等による価格急変防止の観点から、取引の一時中断を行う制度です。

サーキットブレーカー制度の概要は、次のとおりです。

発動条件	制限値幅の範囲外における価格での約定が見込まれる発注が行われた場合
基準価格	10 分前の約定価格
制限値幅	基準価格の上下 20%
中断時間	約 5 分間
再開方法	中断時間経過後、板寄せ方式により取引を再開

- ※ 取引を一時中断する間の注文・キャンセルは可能です。
- ※ 10 分前の約定価格がない場合、基準価格は過去に遡ります。
- ※ 取引再開後の 10 分間は、板寄せ方式により決定された一本値を基準価格とします。
- ※ サーキットブレーカーの発動により取引を一時中断し、板寄せにより決定された一本値が制限値幅の範囲外である場合、取引は再開せず中断を継続し、一本値に近接する制限値幅の価格に基準価格を更新し中断を継続します。
- ※ 取引状況を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が認める場合、サーキットブレーカーの適用を行わない場合があります。
- ※ 取引の一時中断は、サーキットブレーカーの発動条件該当後、当社がその都度定める時とします。条件該当から中断開始まで時間差が生じる場合があります。
- ※ サーキットブレーカー発動中に定期メンテナンス時間に入った場合、サーキットブレーカーによる板寄せが優先されます。
- ※ すべての誤発注により本制度が発動し、取引が中断されるわけではありません。発動条件については、上記概要をご確認ください。
- ※ 本制度導入によって生じる機会損失を含む、いかなる機会損失において当社は責任を負いません。

板寄せとは売注文と買注文を規定の優先順位に従って順次対当させながら数量的に合致する価格を求め、当該価格を単一の約定価格として売買を成立させる方法です。優先順位は以下のとおりです。

売注文

- ① 成行注文 ② 価格の低い指値注文

買注文

- ① 成行注文 ② 価格の高い指値注文

なお、同一価格の指値注文がある場合、先に発注された注文が優先約定されます。成行注文の場合、一本値が決定されるまでの注文はすべて同時に発注されたものとみなします。

取引ルール

販売所

暗号資産の購入および売却が可能です。当社の取引画面で、購入・売却を希望する暗号資産の数量をご入力の上、ご注文ください。暗号資産の購入および売却には最小注文数量および最大注文数量を定めています。取扱通貨の販売・買取の単位は以下のとおりです。

ビットコイン販売・買取単位	0.00000001 BTC (= 1 satoshi)
アルトコイン販売・買取単位	イーサリアム: 0.00000001 ETH
	イーサリアムクラシック: 0.00000001 ETC
	ライトコイン: 0.00000001 LTC
	ビットコインキャッシュ: 0.00000001 BCH
	モナコイン: 0.00000001 MONA
	リスク: 0.00000001 LSK
	リップル (XRP) : 0.000001 XRP
	ベーシックアテンショントークン : 0.00000001 BAT
	ステラルーメン : 0.0000001 XLM

	ネム : 0.000001 XEM
	テゾス : 0.000001 XTZ
	ポルカドット : 0.00000001 DOT
	チェーンリンク : 0.00000001 LINK
	シンボル : 0.000001 XYM
	ポリゴン : 0.00000001 MATIC
	メイカー : 0.00000001 MKR
	ジパングコイン : 0.0001 ZPG
	フレア : 0.000001 FLR
	シバイヌ : 0.00000001 SHIB
	パレットトークン : 0.00000001 PLT
	ザ・サンドボックス : 0.00000001 SAND

※ 最小買取単位を注文数量として入力した場合において、売却価格に売却数量を乗じた金額の日本円換算額が1円を下回る際は、1円以上の金額になる数量にご変更いただく必要があります。

現物取引

取引所	取引所	Lightning 現物
注文受付時間	24 時間 365 日 ※ 定期・不定期メンテナンスの時間帯は除きます。詳しくはこちら (https://bitflyer.com/ja-jp/faq/9-25) をご覧ください。 ※ 定期メンテナンスは毎日午前 4 時 00 分 ~ 午前 4 時 10 分に 実施いたします。状況により時間帯が前後することがありますので ご了承ください。	
注文の指示	当社の注文受付時間中に当社が指定するインターネット取引画面に おいてまたは bitFlyer Lightning API を用いて必要事項を指示し てご注文ください。※	
新規注文	暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うための注文	
注文種別		IFD OCO IFDOCO 詳細は「bitFlyer Lightning の 注文の種類について (下記)」 をご参照ください。

<p>執行条件</p>	<p>成行注文 指値注文</p>	<p>成行注文 指値注文 ストップ注文 ストップ・リミット注文 トレーリング・ストップ注文 詳細は「bitFlyer Lightning の 注文の種類について（下記）」 をご参照ください。</p>
<p>指値注文の有効期間</p>	<p>注文の有効期限は 30 日です。 ただし、サービスの更新等により注文が取消されることがあります。</p>	
<p>注文のキャンセル</p>	<p>指値注文は、約定するまでの間、キャンセル可能です。成行注文は、キャンセルできません。</p>	
<p>注文の訂正</p>	<p>注文の訂正はできません。一度キャンセルいただいた上で、新たに注文を行ってください。</p>	

※注文の指示に要する時間は、当社が指定するインターネット取引画面と bitFlyer Lightning API で異なる場合がございます。

bitFlyer Lightning の注文の種類について

<p>注文種別</p>	<p>IFD（イフダン）：If Doneの略で、一度に2つの注文を出して最初の注文が約定したら2つめの注文が自動的に発注される注文パターンです。</p> <p>OCO（オーシーオー）：One-Cancels-the-Other orderの略で、2つの注文を同時に出して一方の注文が成立した際にもう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文パターンです。</p> <p>IFDOCO（イフダンオーシーオー）：IFDとOCOの組み合わせで、IFD注文が約定した後に自動的にOCO注文が発注される注文パターンです。</p>
<p>執行条件</p>	<p>成行注文：価格を指定せず売買の成立を最優先した注文の執行条件です。成行の買い注文を出すと、そのときに出ている最も低い価格の売り注文に対応して注文が成立します。同様に成行の売り注文の場合は、最も価格が高い買い注文に対応して注文が成立します。</p> <p>指値注文：指定した価格での売買の成立を最優先した注文の執行条件です。指値の買い注文を出すと指値以下の価格にならないと注文が成立しません。同様に指値の売り注文の場合は、指値以上の価格にならないと注文が成立しません。</p> <p>ストップ注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの成行注文の執行条件です。</p> <p>ストップ・リミット注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの指値注文の執行条件です。</p> <p>※ストップ注文とストップ・リミット注文の違い</p> <p>ストップ注文は、トリガー価格に到達すると「成行注文」が発注されますが、ストップ・リミット注文は「指値注文」が発注されることが両者の違いです。ストップ・リミット注文では指値注文で指定した価格よりも不利な価格で約定することはありません。ただし、値動きの状況によっては約定しないケースがあります。</p> <p>トレーリング・ストップ注文：値動きに合わせてストップ注文のトリガー価格が自動更新される条件付ストップ注文の執行条件です。</p> <p>※IFD（2つ目の注文）、ストップ注文、ストップ・リミット注文、トレーリング・ストップ注文は、注文の発動時点で証拠金が不足している場合、当該注文の発動及び執行が行われませんのでご注意ください。なお、メンテナンスを含むサービス停止の直前に特殊注文がトリガーした場合は、注文の執行がサービス再開後となる可能性がありますのでご了承ください。板寄せにてサービスが再開する場合、注文は当該板寄せに参加します。</p>
<p>執行数量条件</p>	<p>Good 'Til Canceled (GTC)：注文が約定するかキャンセルされるまで有効であるという注文執行数量条件です。</p> <p>Immediate or Cancel (IOC)：指定した価格かそれよりも有利な価格で即時に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量をキャンセルさせる注文執行数量条件です。</p>

	<p>Fill or Kill (FOK) : 発注の全数量が即座に約定しない場合当該注文をキャンセルする注文執行数量条件です。</p> <p>※IFD、IFDOC0を使用される場合、2つ目のオーダーについても適応されます。</p>
--	--

計画されたハードフォークおよびハードフォークにより生ずる新暗号資産への対応

1. お客様への告知方法
当社が取り扱う暗号資産に係るブロックチェーンにおけるプロトコルの後方互換性および前方互換性を失わせる、計画的に実施される大規模なアップデート（以下「ハードフォーク」といいます）が発生することが判明した場合、ハードフォークに伴う当社サービスの一時停止および当該一時停止の解除も含め、当社の対応方法を当社サイト、メールその他の当社が適切と認める通知手段でお客様に通知します。
2. ハードフォークが発生したときに生じる当社サービス停止措置について
当社は、ハードフォークによりお客様財産の保全およびお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合、当社の定める期間、暗号資産の売買、預入、送付等が停止する可能性があります。当社は相互に互換性がなくなるリスクや取引が遡って無効になるリスク、大幅な価値下落が発生するリスクなどを総合的に考慮した上で当社サービスの一時停止および当該一時停止の解除の判断をいたします。また、停止以降、当社サービス再開までの間、金銭および暗号資産の出金ができなくなります。停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動等によりお客様に損失が生じる可能性があり、当該損失について、当社は一切の責任を負いません。
3. ハードフォークにより生じた新暗号資産のお客様への付与について
ハードフォークの基となる暗号資産およびハードフォークにより生じた新暗号資産の取扱いの有無や取扱方法については当社が決定します。その結果、お客様に新暗号資産を付与しない場合もあります。
4. 新暗号資産の付与等に伴い要する手数料について
当社は、新暗号資産のお客様への付与その他のお客様保護のために必要な措置に伴い現に生じた業務に要したシステム構築費等の費用を、手数料としてお客様から徴収する場合があります。
5. 計画されたハードフォークおよび新暗号資産への当社対応指針について
ブロックチェーンが分岐するおそれのある計画されたハードフォークおよびハードフォークにより生ずる新暗号資産への対応指針については、「計画されたハードフォークおよび新暗号資産への当社対応指針」 (<https://bitflyer.com/ja-jp/guidelines-hard-forks>) をご参照ください。

暗号資産の性質に関する説明

- 暗号資産は、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、また不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができます。なお、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- 暗号資産は、発行者による制限なく、本邦通貨、外国通貨、または他暗号資産との交換を行うことができ、本邦通貨や外国通貨、他暗号資産との交換市場が存在します。

当社が取扱う暗号資産は以下です。

- ビットコイン (Bitcoin)

ビットコインは暗号資産です。中央銀行や特定の企業のような発行体無く、発行上限があるのが特徴です。実際に価値を持っており、価値の源泉は人々の信用のみで、多くの人が価値があると信じているから価値が生まれます。暗号技術を利用した分散型台帳であるブロックチェーン技術に基づき、価値を保有、移転できます。

- ・イーサリアム (Ethereum)

イーサリアムは、プラットフォームの名称です。プラットフォーム内で使用される暗号資産の単位はETHです。イーサリアムでは、Proof of Stake (略称: PoSプルーフ・オブ・ステーク) が採用されており、バリデーターと呼ばれるネットワーク管理者が預けられた (ステークされた) イーサリアムに応じた採掘権を持ちます。バリデーターは成功した採掘の一部をユーザーに還元します。

- ・イーサリアムクラシック (Ethereum Classic)

イーサリアムクラシックは、イーサリアムから分岐して作られた分散型アプリケーション (DApps) やスマートコントラクトを構築するためのプラットフォームです。イーサリアムとの違いは、発行数に上限があり、減少期を定めている点です。イーサリアムクラシック内で利用される暗号資産の単位はETCです。

- ・ビットコインキャッシュ (Bitcoin Cash)

ビットコインキャッシュは、ビットコインからの分岐でできた暗号資産です。ビットコインで問題となっているスケーラビリティ問題に対して、ブロックサイズの拡大による解決を図るために開発されました。マイナーによる承認が終わっていない場合でも取引が承認されたとみなす、0 承認トランザクションという技術が導入されています。

- ・モナコイン (Monacoin)

モナコインは日本発の暗号資産です。モナコインのプログラムを開発した「モナコインプロジェクト」は、コインの発行や運営には関わっておらず、モナコインの開発はクライアントプログラムが形成する「モナコインネットワーク」によって維持されています。

- ・ライトコイン (Litecoin)

ライトコインは暗号資産です。ビットコインが抱えるトランザクションの承認時間が長いという課題やスケーラビリティ問題などを補助する目的で開発されました。ライトコインの発行上限はビットコインの4倍で設定されています。

- ・リスク (Lisk)

リスクは、分散型アプリケーション (DApps) 構築のためのプラットフォームです。プラットフォーム内で使用されている暗号資産も「リスク」と呼びます。送金処理時間が短く、短時間で送金が可能です。

- ・リップル (XRP)

リップル (XRP) は暗号資産です。金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としての役割を持っています。中継銀行ではなく、リップルを使うことで、金融機関は低コストで短時間に送金が可能になります。

- ・ベーシックアテンショントークン (BAT)

ベーシックアテンショントークンは、パブリッシャー、広告主、ユーザーとの関係性を変えうる新しい種類の暗号資産です。ベーシックアテンショントークンはイーサリアムブロックチェーン上のコントラクトで実現されたトークンで、不要な広告やトラッカーをブロックするBraveブラウザと並行して開発されました。

- ・ステラルーメン (XLM)

ステラルーメンは、ステラ開発財団が開発した分散型台帳で発行された暗号資産です。安価で使いやすいグローバルな決済システムを作ることで、より多くの人々が金融サービスを利用できるようにすることを目標としています。

- ・ネム (XEM)

ネムは、新しい経済運動（NEM：New Economy Movement）のネットワーク上で発行された暗号資産です。国や政府が管理する既存の枠組みではなく、分散化、経済的な自由、平等といった原則に基づいた新しい経済の枠組みを確立することを目標としています。

- ・テズス（XTZ）

テズスは、スマートコントラクトや分散型アプリケーションでの利用に適したブロックチェーンプラットフォームです。独自技術により、社会的・政治的・経済的なイノベーションを世界規模で推進することを目標としています。

- ・ポルカドット（DOT）

ポルカドットは、複数の異なるブロックチェーン間の相互接続を可能にするブロックチェーンプロジェクトです。分散型ウェブの実現を目指す Web3 Foundation が開発し、中心となるリレーチェーンのほか、様々なタイプのデータや価値の交換を可能にする相互運用性を、パラチェーンと呼ばれる並列する複数のブロックチェーンで実現しています。

- ・チェーンリンク（LINK）

チェーンリンクは、実世界の様々なデータとイーサリアムブロックチェーン上のスマートコントラクトを接続する機能を持った分散型サービスで、提供されたデータを全てのスマートコントラクトが安心して使えるような環境づくりを目指しています。LINK は、この分散型サービスを提供するネットワークのノードオペレーターに、報酬として支払われるトークンのことです。

- ・シンボル（XYM）

シンボルは、ネムをベースに開発されたオープンソースのブロックチェーンプラットフォームです。シンボルのネットワーク上で流通するネイティブトークンを XYM と呼びます。企業や官公庁等での利用に特化したエンタープライズブロックチェーンで、企業の既存システムやプロセスに連携できる相互運用性や様々なビルトイン機能を備えているのが特徴です。

- ・ポリゴン（MATIC）

ポリゴンは、手数料の高騰や処理速度の低下などイーサリアムブロックチェーンが抱えるスケーラビリティ問題を解決、補完する為に作られたサイドチェーンです。ポリゴンチェーンは、イーサリアムなど異なるブロックチェーン間で資金移動ができるブリッジ機能を有しており、独自チェーン上では比較的安価な手数料で送金ができます。また、ポリゴンは、ブロックチェーンゲームや NFT、DApps など様々な分野でユーティリティトークンとして実際に活用されています。

- ・メイカー（MKR）

メイカーは、暗号資産 DAI を発行、管理する MakerDAOプロジェクトにおけるガバナンストークンです。ユーザーは、イーサリアムベースの様々な暗号資産を担保に DAI を発行できるほか、DAI を活用する DApps を利用できます。また、メイカーの保有者は投票を通して様々な運営上の決定に参加できます。

- ・ジパングコイン（ZPG）

ジパングコインは三井物産デジタルコモディティーズ株式会社が発行するトークンで、従来の金投資商品と同様、資産運用やインフレへのリスクヘッジといった機能性を有しており、ロンドンの取引市場の金の価格を基準として、1 ZPG が金現物1グラムと同価値になるように調整されています。当該暗号資産はまた、株式会社 bitFlyer Blockchain が開発した独自のプライベートブロックチェーン「miyabi」を基盤システムに採用しています。株式会社bitFlyer Blockchainは株式会社bitFlyerの親会社bitFlyer Holdingsの100%子会社です。このような相互協力関係に基づき、暗号資産交換業者である株式会社bitFlyerを含むbitFlyerグループ所属各社は今後も三井物産デジタルコモディティーズ株式会社及び株式会社デジタルマーケットツからZipangcoinに関して支援を受けることがあります。

・フレア (FLR)

Flare (FLR) はRipple社から支援を受け、XRPレジラー上でスマートコントラクトを実装する事を目的とした暗号資産で「すべてをつなぐ」という理念の元、様々なブロックチェーンとの相互運用を目指して開発されています。

State Connectorと呼ばれる機能を用いることにより様々なブロックチェーンの状態を安全に取得することができたり、FAssetsと呼ばれる機能を使ってスマートコントラクトを持たない暗号資産に対してスマートコントラクトを実行できる環境を提供したり、Layer Cakeと呼ばれる機能を使用しネットワーク間ブリッジを行う際のセキュリティやスピード等を向上させることができます。暗号資産交換業者である株式会社bitFlyerはFlareを発行するFlare財団から上場サポート手数料を受領していません。

・シバイヌ (SHIB)

Shiba Inu (SHIB) は、ミームコインとして知られるドージコインから派生した犬系コインの一つです。「暗号資産プロジェクトの運用を100%コミュニティ主導で行った場合にどうなるか」という発想から生み出されたトークンで、プロジェクトのローンチ以降はコミュニティ主導でNFT発行、メタバース構築、Layer2開発等が行われており、ガバナンス投票権としての利用、Dapps内での決済、送金手段等の多岐にわたるユースケースがあります。

・パレットトークン (PLT)

Palette Token (PLT) は、パブリックチェーンの手数料高騰問題やNFTコンテンツを取り扱う上での著作権問題を解決する為のプロジェクトであり、独自のコンソーシアムプラットフォームであるパレットチェーン上で使用することを目的として発足しました。エンターテインメント分野に特化しており、GameFiやNFTを用いて事業を展開しています。またユーザーはパレットチェーン上でステーキングを行うことで報酬を得ることも可能です。当該暗号資産の発行体株式会社HashPaletteは当社を受託販売会社としたIEOを行う計画であることを公表しています。暗号資産交換業者である株式会社bitFlyerを含むbitFlyerグループ所属各社は株式会社HashPaletteからPalette Tokenに関しての販売促進のためのキャンペーン費用等について支援を受けることがあります。

・ザ・サンドボックス (SAND)

ザ・サンドボックスは、ブロックチェーン技術を活用したメタバース・プラットフォームです。ユーザーは提供されるツールを使用して自由にコンテンツを作成・保持することができます。またザ・サンドボックス内で LAND と呼ばれる仮想空間上の土地も販売しており、企業が保有する LAND 上で定期的にイベント等が開催されています。SAND はザ・サンドボックスで使用される暗号資産です。SAND を用いてユーザーが作成したコンテンツの取引やステーキング等を行えます。将来的にはガバナンストークンとしての活用を予定しています。

※当社は当ページにおいて正確な情報を記載するよう努めておりますが、その完全性・最新性・正確性について保証するものではありません。また、当社は特定の暗号資産の推奨は行っておりません。

リスクについて

あらかじめリスクや取引の仕組みについて十分に研究し、お客様ご自身の責任においてお取引をお願いいたします。

下記は代表的なリスクを示したものであり、これらの事由により損失が生じる可能性があります。

1. 価格変動リスク

暗号資産交換取引は、元本を保証するものでなく、取引対象である暗号資産等の価格変動により損失が生じることがあります。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価、法定

通貨、他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、暗号資産に係る状況の変化、その他の予期せぬ事象や特殊な事象等による影響により、急激に変動、下落する可能性があり、価格がゼロとなる可能性があります。

2. 営業時間リスク
システムメンテナンス等の実施中は、暗号資産交換取引およびこれに付随する依頼の受託を行うことができませんが、その間に市場価格が大きく変動するリスクがあります。
3. 暗号資産・ネットワークによるリスク
暗号資産は電子的に記録され、その移転はネットワーク上で行われます。暗号資産取引は十分な取引確認（ブロックチェーンにおける取引の認証）が取れるまで一定時間保留状態が続きます。また、移転の過程で重大な問題が発生した場合、暗号資産が消失する恐れがあります。そのほか、サイバー攻撃等により暗号資産が消失したり、価値が減少したりするリスクがあります。
4. システムリスク
当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害や、地震、落雷、火災その他の天災地変、サイバー攻撃等さまざまな原因で、一時的または一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性があります。また、お客様による注文指示の当社システムへの遅れ・未着により注文が無効となる可能性や、注文が消失する可能性、意図しない取引結果が生じたり、約定しなかったりする可能性があります。また、電子取引システム障害時には、当社が取引執行を含むサービスの全部または一部を停止もしくは制限することがあります。
電子取引システムでは、電子認証に用いられるログイン情報（メールアドレス、ログインID、API キー、パスワード、API シークレット、秘密鍵、認証コード、暗証番号その他いかなる情報も含まれます。以下「ログイン情報」といいます）が、窃盗・盗聴等により漏えいした場合、第三者が悪用することによってお客様に損失が生じる可能性があります。
市場が急激に変動した場合などには、価格情報が遅れ気味となり電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。
これらによりお客様または第三者に損害が生じた場合において、当社は一切の責任を負わないこととします。
5. スリッページに関するリスク
成行注文、成行注文を含む特殊注文を行う場合、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に 差が生じる場合があります。当該価格差（スリッページ）は、お客様端末と当社システムとの間の通信および、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
6. 当社破綻等リスク
外部環境の変化等によって当社の事業が継続できなくなるリスクがあります。万が一、当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産への対応を含め、倒産法や会社法、会社更生法、民事再生法等に基づく手続きが行われます。当社は、お預りするお客様の金銭および暗号資産を、当社固有の資産と区分し、分別管理を行っております。

利用者財産

1. 分別管理方法
 1. お預かりする金銭の管理方法
お客様が当社に預託した金銭は、当社の資産と明確に分別して管理します。当社は、お客様からお預かりした金銭については、株式会社三井住友銀行の預託金信託口座またはSBIクリアリング信託株式会社へ信託設定します。
 2. お預かりする暗号資産の管理方法
下記「2. 利用者財産の安全管理」をご参照ください。
2. 利用者財産の安全管理

1. 利用者財産の管理方法

当社は、当社自身が保有する暗号資産とそれぞれのお客様が保有する暗号資産の持分を明確に区別し、かつ、お客様が保有する暗号資産についてどなたの暗号資産であるかが直ちに判別できるようデータ上の管理を行っております。

なお、当社は、お客様が保有する暗号資産のすべてをお客様用のコールドウォレットにおいて管理しています。また、一部暗号資産においてはマルチシグを用いた管理を実施しております。

- コールドウォレット

コールドウォレットとは、暗号資産を保管する方法の一種であり、暗号資産を保管するウォレットのうち、インターネットから隔離されたオフライン環境下にあるウォレットのことをいいます。当社のコールドウォレットは多重の物理的セキュリティ対策により保護され、24 時間監視システムにより強固に守られております。当社では各種取扱暗号資産に関し、一定の基準を設けてコールドウォレットによる管理を実施しております。また、コールドウォレットに限らず、秘密鍵は常に暗号化されており、万が一漏洩した場合でも第三者が秘密鍵を利用することはできません。

- マルチシグ (マルチ・シグネチャ)

マルチシグとは送金に複数の秘密鍵を要求することができる技術のことであり、マルチシグを採用することで高セキュリティのウォレットを構築できます。マルチシグを適切に構成することで、最重要データである秘密鍵が仮に 1 つ漏洩したとしても別の秘密鍵が無ければ暗号資産の送付ができないように設定できます。一般的に、攻撃者が 2 つ以上の異なる設計のプラットフォームに同時に侵入することは非常に困難です。

2. 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備および人員ならびに当該業務の運営方法

利用者財産である金銭および暗号資産については、その送付のために必要な設備を設け、かかる設備を運用するために十分な人員を確保しております。

また、暗号資産の送付に必要な秘密鍵の運用方法については厳格な基準を社内規則により制定しております。

手数料等について

登録ユーザーよりお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は以下のとおりです。

売買手数料、日本円ご出金手数料、銀行振込手数料（各金融機関所定の手数料）、クイック入金手数料、暗号資産送付手数料、その他所定の手数料が必要です。

アカウント作成手数料	無料	
アカウント維持手数料	無料	
ビットコイン、アルトコイン売買手数料	取引所 (BTC/JPY)	約定数量 × 0.01 ~ 0.15% (単位: BTC)
	Lightning 現物 (BTC/JPY)	
	ビットコイン販売所	無料 (※ 購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。)
	Lightning 現物 (ETH/JPY)	約定数量 × 0.01 ~ 0.15% (単位: 各アルトコインで異なります)
	Lightning 現物 (XRP/JPY)	
	Lightning 現物 (XLM/JPY)	

	Lightning 現物 (MONA/JPY)	
	Lightning 現物 (ETH/BTC)	約定数量 × 0.2% (単位: 各アルトコインで異なります)
	Lightning 現物 (BCH/BTC)	
	イーサリアム販売所	無料 (※ 購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。)
	イーサリアムクラシック販売所	
	ライトコイン販売所	
	ビットコインキャッシュ販売所	
	モナコイン販売所	
	リスク販売所	
	リップル (XRP) 販売所	
	ベーシックアテンショントークン販売所	
	ステラルーメン販売所	
	ネム販売所	
	テゾス販売所	
	ポルカドット販売所	
	チェーンリンク販売所	
	シンボル販売所	
	ポリゴン販売所	
	メイカー販売所	
	ジパングコイン販売所	
	フレア販売所	
シバイヌ販売所		
パレットトークン販売所		
ザ・サンドボックス販売所		

取引所の手数料 (※1)

直近30日の取引量 (※2)	取引所/Lightning 現物
10 万円未満	0.15%

10 万円～ 20 万円未満	0.14%
20 万円～ 50 万円未満	0.13%
50 万円～ 100 万円未満	0.12%
100 万円～ 200 万円未満	0.11%
200 万円～ 500 万円未満	0.10%
500 万円～ 1,000 万円未満	0.09%
1,000 万円～ 2,000 万円未満	0.07%
2,000 万円～ 5,000 万円未満	0.05%
5,000 万円～ 1 億円未満	0.03%
1 億円～ 5 億円未満	0.02%
5 億円以上 (※3)	0.01%

※1 お客様に適用されるビットコイン、アルトコイン売買手数料は 0 時 00 分 ～ 0 時 10 分に日次で更新されます。

※2 取引量の集計対象は、ビットコイン販売所、取引所、Lightning 現物、Lightning FX、Lightning Futures です。

※3 取引量・取引継続性等を鑑み手数料応相談。

苦情または相談先

お取引やサービスについてのお問合せは、こちらよりご連絡ください。

- **お問合せフォーム** (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>)
- **メール:** info@bitflyer.com
- **郵送先:** 〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 30F
株式会社 bitFlyer 宛
- **電話番号:**
 当社サービスに対する苦情やご相談: 03-6434-7624
 お取引の制限や不正ログイン、詐欺被害のご相談: 03-6434-7957
 お取引やサービスに関するお問合せ: 03-6434-5864
 - 受付時間 平日 9 時 30 分 ～ 17 時 30 分
 - 日本語対応のみとなります。
 - 時間外のお取引やサービスに関するお問合せは、お問合せフォーム (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>) よりご連絡ください。メールにて返信させていただきます。

紛争解決のための措置

当社とお客様との紛争を解決するための手段として、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センターおよび第二東京弁護士会仲裁センターへのあっせん・仲裁の申立を利用することができます。また、当社が加入する一般社団法人 日本暗号資産取引業協会の苦情相談窓口を利用することが可能です。

受付窓口

お申し出先

一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

〒102-0082
東京都千代田区一番町 18 番地 川喜多メモリアルビル 4 階
電話番号：03-3222-1061
受付時間：平日 9:30 ～ 17:00（土日祝・年末年始を除く）

東京弁護士会
紛争解決センター

〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階
電話番号：03-3581-0031

第一東京弁護士会
仲裁センター

〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階
電話番号：03-3595-8588

第二東京弁護士会
仲裁センター

〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階
電話番号：03-3581-2249

加入する認定資金決済事業者協会

一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

契約について

当社の暗号資産交換業に関わるサービスをご利用されるお客様は、サービスの利用登録が必要です。お客様としての登録が完了した後、登録の取消日まで当社サービスの利用登録は有効です。登録の取消をご希望の場合は、当社ホームページ上のお問合せフォーム (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>) より当社にご連絡をお願いいたします。解約手数料はかかりません。

その他

1. 金銭および暗号資産の預託の方法
当社サービスに関し、お客様が当社に預託する金銭は、お客様ご本人の名義より当社が指定する金融機関の口座にご入金ください。また、お客様が当社に暗号資産を預託する場合は、当社指定のコインアドレスへご送付をお願いいたします。なお、金銭ならびに暗号資産のお預入は、お客様のご入金やその他のお手続の完了時点ではなく、当社が金銭および暗号資産を確認し、受領した時点をもって預託されたものとしします。
2. 資産状況および取引履歴
お客様よりお預かりしている資産の状況およびお取引履歴につきましては、お客様のアカウントへログイン後、「資産状況」や「お取引レポート」をご確認ください。
3. ログイン情報の保管
お客様のログイン情報の設定、管理および保管はお客様の自己責任で行うものとしします。他サービスと同一のパスワード、推測されやすいパスワード等は使用しないでください。また、当社は「暗号資産の外部送付時」の二段階認証事前設定を必須としており、「ログイン時」「外部アドレスの登録時」「日本円の出金時」についても二段階認証設定を強く推奨しております。セキュリティ設定等はログイン後、「設定」画面をご確認ください。
4. その他
当社サービスのご利用に当たり、お客様に遵守していただくかなければならない事項および当社とお客様との間の権利義務関係をご利用規約に定めております。あらかじめよくお読みくださいますようお願いいたします。

【平成 29 年 4 月 1 日制定】
【平成 29 年 7 月 18 日改定】
【平成 29 年 10 月 30 日改定】
【平成 30 年 1 月 25 日改定】
【平成 30 年 2 月 8 日改定】
【平成 30 年 6 月 9 日改定】
【平成 30 年 8 月 10 日改定】
【平成 30 年 8 月 31 日改定】
【平成 30 年 10 月 31 日改定】
【令和元年 5 月 28 日改定】
【令和元年 11 月 29 日改定】
【令和 2 年 1 月 30 日改定】
【令和 2 年 4 月 20 日改定】
【令和 2 年 8 月 6 日改定】
【令和 2 年 11 月 26 日改定】
【令和 2 年 12 月 8 日改定】
【令和 3 年 2 月 24 日改定】
【令和 3 年 3 月 3 日改定】
【令和 3 年 4 月 1 日改定】
【令和 3 年 6 月 29 日改定】
【令和 3 年 12 月 14 日改定】
【令和 4 年 2 月 25 日改定】
【令和 4 年 3 月 24 日改定】
【令和 4 年 6 月 17 日改定】
【令和 4 年 8 月 2 日改定】
【令和 4 年 12 月 22 日改定】
【令和 5 年 1 月 23 日改定】
【令和 5 年 2 月 1 日改定】
【令和 5 年 2 月 10 日改定】
【令和 5 年 3 月 29 日改定】
【令和 5 年 6 月 21 日改定】
【令和 5 年 6 月 26 日改定】
【令和 5 年 7 月 27 日改定】